

3 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。)

(単位：デシベル)

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

備考

- ・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区間の市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は20mの範囲とする。

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 (8時～19時)	60 (19時～8時)
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 (8時～20時)	65 (20時～8時)

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

(3) 道路交通騒音等調査結果表

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は評価結果	
				昼間	夜間
八王子市幹線1級17号 (北大通り)	元横山町 2-10-9 令和2年2月18日~19日	近隣商業地域	4	75	70
				70	66
				適	適
	平岡町 15-11 令和2年2月18日~19日	近隣商業地域	4	75	70
				72	69
				適	適

(4) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間距離 (km)	区間起点住所	区間終点住所	区間戸数	環境基準達成戸数		環境基準達成状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間
中央自動車道富士吉田線	1.9	石川町 911	大谷町 289	343	333	330	97	96
一般国道 16 号	1.8	北野町 562	大和田町 3-9	720	650	624	90	87
一般国道 16 号	4.1	大和田町 5-1	滝山町 1-881 (市境)	727	612	514	84	71
一般国道 16 号	0.5	鑓水 2-1487	鑓水 1356	12	11	11	92	92
一般国道 20 号	0.8	高倉町 35-1	高倉町 57	243	218	203	90	84
一般国道 20 号	3.1	高倉町 57	横山町 14	3,242	3,147	2,902	97	90
一般国道 20 号	8.0	東浅川町 37-5	南浅川町 (都県境)	972	972	972	100	100
一般国道 468 号 (圏央道)	3.6	高尾町 870	下恩方町 85	5	5	5	100	100
府中相模原線	1.4	堀之内 2-1	下柚木 2-9	841	841	841	100	100
八王子五日市線	2.8	上川町 3457	上川町 (市境)	101	101	101	100	100
八王子あきる野線	0.5	東浅川町 1071	廿里町 1833	66	66	66	100	100
山田宮の前線	2.5	美山町 1737	下恩方町 1144	484	481	483	99	100
町田平山八王子線	0.5	大和田町 1-20	大和田町 2-3	250	247	244	99	98
下柚木八王子線	3.5	下柚木 2-6	打越町 1210	1,305	1,300	1,304	100	100
下柚木八王子線	0.7	絹ヶ丘 2-2	打越町 1195	245	240	235	98	96
淵上日野線	2.5	丹木町 3-214	左入町 365	436	427	427	98	98
長沼北野線	1.4	長沼町 854	北野町 566-14	906	876	866	97	96
八王子城山線	2.8	八幡町 2	小比企町 1769-4	1,670	1,669	1,669	100	100

(5) 騒音測定結果

① 道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq)						
月	有効測定日数	測定時間	等価騒音レベルが昼間 70dB を超えた日数	等価騒音レベルが夜間 65dB を超えた日数	時間帯平均値	
					昼間	夜間
	日	時間	日	日	dB	dB
H31.4	30	720	0	0	56.9	53.0
R1.5	29	721	0	0	57.2	54.4
6	30	720	0	0	56.8	53.4
7	31	744	0	0	58.4	55.5
8	31	744	0	0	63.4	53.9
9	30	720	0	1	60.2	56.3
10	31	744	0	0	58.7	56.1
11	30	720	0	0	56.4	52.8
12	31	744	0	0	56.2	52.5
R2.1	25	631	0	0	57.0	54.7
2	29	695	0	0	56.4	52.4
3	31	744	0	0	56.2	52.6
通年	358	8647	0	1	58.5	54.2

② 航空機騒音

調査場所 ^注	調査期間	地域類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数 ※3	環境基準 ※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川事務所 (石川町 481)	H30(2018).6.27~ H30(2018).7.10	I	51	52	59	66	260 (51)	○
都市づくり公社 (高倉町 49-3)	H30(2018).6.27~ H30(2018).7.10	II	50	51	63	64	243 (48)	○
大和田市民センター (大和田町 5-9-1)	H30(2018).6.27~ H30(2018).7.10	I	44	45	56	57	187 (43)	○
首都大学東京 (南大沢 1-1)	H30(2018).6.27~ H30(2018).7.10	I	46	47	59	59	202 (35)	○
石川中学校 (久保山町 2-55)	H30(2018).7.4~ H30(2018).7.17	I	56	51	70	63	343 (69)	○

注：調査場所の石川中学校については八王子市調査であり、その他の調査場所については東京都より情報提供を受けた。

※1 Lden

各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成25年4月1日からLdenを採用している。

※2 WECPNL

航空機の最大騒音レベルと航空機の機数（発生回数）を基に求める評価指標。環境基準は、平成25年（2013年）3月31日までWECPNLを採用していた。

※3 騒音発生回数

騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音の発生回数の合計。（ ）は1日の最多回数。

※4 環境基準（Ldenで評価）

Ldenでの評価であり、環境基準値以下の場合には○、上回る場合には×

地域類型Ⅰ（専ら住居の用に供される地域）：57dB以下

地域類型Ⅱ（Ⅰ以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）：62dB以下